様式第２０（第４８条の3関係）

危険物保安監督者選任・解任届出書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  　草加八潮消防組合管理者　　　あて  申請者  　　　　　　　　　　　　　　　　住所　　　　　　　　（電話　　　　）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名 | | | | | | |
| 設置者 | | 住所 |  | | | |
| 氏名 |  | | | |
| 製造所等の別 | | |  | 貯蔵所又は  取扱所の区分 | |  |
| 設置の許可年月日  及び許可番号 | | |  | | | |
| 設置場所 | | |  | | | |
| 区分 | | | 選任 | | 解任 | |
| 危  険  物  保  安  監  督  者 | 氏名 | |  | |  | |
| 危険物取扱者  免状の種類 | |  | |  | |
| 選任・解任  年月日 | | 年　　月　　日 | | 年　　月　　日 | |
| ※受付欄 | | | ※備考 | | | |
|  | | |  | | | |

備考１ この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

　　２ 法人あっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

　　３ ※印の欄は、記入しないこと。

様式第１３号（第１２条関係）

実務経験証明書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | |  | | 生年月日 | | 年　　月　　日 |
| 取  扱  の  状  況 | 危険物の類別 | 第　　　　　類 | | 品名 | |  |
| 期間 | 年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで  通算（　　　　年　　　月） | | | | |
| 製造所等の別 |  | 貯蔵所・取扱所の区分 | |  | |
| 設置許可年月日  及び許可番号 | 年　　　月　　　日　　第　　　　　号 | | | | |
| 上記のとおり、相違ないことを証明します。  　証明年月日　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日    　事業所名  　所在地  　証明者の  　職・氏名  　電話番号　　　　　　　　　　　（　　　　　） | | | | | | |

様式第１４号（第１２条関係）

　（表）

　危険物保安監督者選任承諾書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 選任者 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 被選任者 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 被選任者が従事する製造所等 | 所在地 |  |
| 製造所等の区分 |  |
| 設置許可年月日 |  |
| 設置許可番号 |  |
| 私は、上記のとおり危険物保安監督者として選任されることを承諾します。  　なお、選任に当たり、危険物の規制に関する規則（昭和３４年総理府令第５５号）第４８条に規定された業務を誠実に行います。  　　　　年　　月　　日  氏　名 | | |

　備考１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とします。

　　　２　「選任者」の欄は、事業所の代表者を記入してください。

　　　３　「被選任者」の欄は、危険物保安監督者に選任された者を記入してください。

　　　４　被選任者は、裏面に記載している危険物保安監督者の業務内容を確認してください。

　　　５　被選任者の危険物取扱者免状の写し（表・裏面）を添付してください。

（裏）

|  |
| --- |
| 危険物保安監督者の業務内容 |
| 危険物の規制に関する規則（抜粋）  　(危険物保安監督者の業務)  第四十八条　法第十三条第一項の規定により、製造所等の所有者、管理者又は占有者が危険物保安監督者に行わせなければならない業務は、次のとおりとする。  　一　危険物の取扱作業の実施に際し、当該作業が法第十条第三項の技術上の基準及び予防規程等の保安に関する規定に適合するように作業者(当該作業に立ち会う危険物取扱者を含む。次号において同じ。)に対し必要な指示を与えること。  　二　火災等の災害が発生した場合は、作業者を指揮して応急の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関その他関係のある者に連絡すること。  　三　危険物施設保安員を置く製造所等にあつては、危険物施設保安員に必要な指示を行ない、その他の製造所等にあつては、第五十九条各号に掲げる業務を行なうこと。  　四　火災等の災害の防止に関し、当該製造所等に隣接する製造所等その他関連する施設の関係者との間に連絡を保つこと。  　五　前各号に掲げるもののほか、危険物の取扱作業の保安に関し必要な監督業務 |